

○名取市犯罪被害者等支援条例（案）

令和 年 月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等に対する総合的な支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、宮城県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行っている者をいう。
- (5) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他事情に応じて適切に講ぜられなければならない。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図らなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(支援金の給付)

第7条 市は、犯罪行為により死亡した市民の遺族(子、父母、その他の規則に定める者をいう。)又は犯罪行為により被害を受けた市民のうち、規則で定めるものに対し、規則の定めるところにより支援金を給付することができる。

(広報及び啓発)

第8条 市は、個人の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況への配慮、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性並びに市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。